

高戦政第1328号

平成31年3月27日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会

北大阪地域協議会

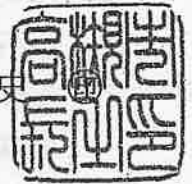
議長 重澤 嘉男 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会

北摂地区協議会

議長 藤田 剛司 様

高槻市長 濱田 剛 氏



2019（平成31）年度政策・制度予算に対する要請について(回答)

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2018（平成30）年12月27日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・WLB施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。また、生活保護受給者や生活困窮者等への就労支援を一体的に実施し、支援調整会議等で成功事例を共有する等により、引き続き就労支援の向上に努めてまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

障がい者の就労支援に関しては、一般就労への移行とともに、職場への定着に関する支援が重要視され、平成30年度から新たな障がい福祉サービスとして就労定着支援が創設されたところであり、ニーズに応じた適切な利用を促進することで効果的な就労支援に努めてまいります。

また、本市においては、身体・知的・精神の3障がいを対象とした正規職員の採用を実施しています。採用試験の実施に当たり配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応しています。職場定着については、採用後のフォローのため、必要に応じて人事課配置の保健師が随時相談に応じるほか、産業医による面談や相談を実施しています。

③ 女性の活躍推進と就業支援について (★)

本市においては、特定事業主行動計画の見直しを行い、平成28年度からは「女性の活躍推進に向けた取組」を追加しました。当該計画の見直しの際には、事業所での女性が占める割合や、採用の状況等を把握・分析した上で、新たな目標を具体的に数値として掲げており、その結果についても、毎年度、把握・分析し、公表を行っています。今後も、性別に関わらず、全ての職員が能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

また、女性活躍推進法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向等、様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供に努めるほか、国と連携し、子育て女性の就職意欲の喚起等につながるセミナーを実施するとともに、受講者アンケート等を国と共有することで支援施策の充実につなげてまいります。

(2) 働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

各種労働法制の改正については、広報誌、チラシ及びホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。

また、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」対策の一環として近隣市と連携し、長時間労働の削減と働き方改革をテーマとしたセミナーを実施してまいります。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

若年層の定着支援施策については、国や大阪府と連携し、現状の把握に努めるとともに、国等の雇用・就労支援施策の周知に努めてまいります。

(4) 産業政策と一体化となった基幹人材の育成について

大阪府やポリテクセンター関西等が実施する訓練講座等を、市内ものづくり企業に広く周知してまいります。

また、市民の雇用・就労を促進するため、求人企業・関係機関等の協力による、求職者への合同就職面接会等を実施してまいります。

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

① 男女共同参画社会をめざした取り組み

企業向けニュースレターに関連記事を掲載するなど、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

また、男女が共に暮らしやすい社会を実現するためには、長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することが重要であり、現役世代が一人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの実情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められているところから、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めます。

② 治療と職業生活の両立に向けて

大阪府等が主催する「治療と仕事の両立支援」につながるセミナー等を市内企業に周知することで、病気を抱える労働者に対し理解ある職場風土の形成を推進してまいります。

2 **経済・産業・中小企業施策**

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）が実施する事業については、メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図ってまいります。また、子育て女性を中心に就職支援を必要とする方等の雇用環境の改善・向上を図るため、ハローワーク茨木と共同でセミナー等を実施してまいります。

② 中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪府、大阪信用保証協会、各金融機関等と緊密な連携を図り、利用者の利便性の向上に努めるとともに、制度の周知と推進に取り組んでまいります。

③ 非常時における事業継続計画（BCP）について

事業者の事業継続計画（BCP）に関する啓発セミナー等について市内企業に対して周知を図るなど、支援に努めてまいります。

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について、市内中小企業への周知を図るなど、適正な取引の確立に努めてまいります。

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

公共工事発注における総合評価入札制度については、評価項目の見直しや充実に取り組んでいます。また、公契約条例については、最低賃金や労働契約等を規定する関係法令との整合性を図る必要があり、国において法整備が進められるべきと考えています。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者数の増加や医療度の高い方を想定した介護サービス提供基盤の整備を進めているところです。計画策定においては、在宅介護実態調査等のアンケート調査やパブリックコメントの結果を反映させる仕組みを構築しています。

また、計画を本市ホームページで公開し、窓口等でも市民が閲覧できるようにしています。

(2) 予防医療の促進について

本市健康増進計画・食育推進計画である「第3次・健康たかつき21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げており、市民の健康増進・疾病予防を目的に関係機関等と連携を図るとともに、効果的な情報発信や各種健（検）診の受診率向上に向けて、様々な手法による周知・啓発に取り組んでまいります。

(3) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護労働者の処遇改善に資する処遇改善加算の届出を審査し、加算の取得要件について、適切に確認しています。

また、毎年介護事業者向けに実施する集団指導において、労働条件の確保・改善に係る主要な事項を解説することにより、労働関係法令や雇用管理に関する理解の促進を図り、労働環境の改善に向けた取組の啓発・支援を行っています。

なお、介護職員の処遇改善については、大阪府市長会を通じて抜本的な解決策を講じるよう国に対し要望を行っています。

(4) 障がい者への虐待防止

障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、周知啓発等に引き続き取り組みます。また、虐待の状況に応じて、緊急的に保護・分離を行うための居室を確保するとともに、再発防止に向け、家庭訪問等を通じた継続的な見守りや養護者の相談対応についても必要な支援が受けられるよう、体制の充実に努めてまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

① 待機児童の解消をめざした保育所設置促進

平成30年4月1日現在、10月1日現在の待機児童数は0人ですが、毎年特に利用保留児童の多い低年齢児に対応するため、小規模保育事業の整備を行っており、本年度には大阪府と連携し、府営住宅の空き室を利用した小規模保育事業の整備も行っているところです。引き続き子育て安心プラン等に基づき、利用保留児童の解消に向けた施設整備に努めてまいります。

② 保育士の確保と処遇改善

保育士の処遇改善及び保育士確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促すとともに、引き続き保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士資格取得支援事業、保育士・保育所支援センターにおける就職支援等に努めてまいります。

③ 病児・病後児保育の充実

病児保育については、新たに平成31年4月開設予定の高槻認定こども園において実施するほか、延長保育等についても引き続き国の制度等を活用するとともに、保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

(6) 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策については、関係課で構成する庁内対策会議を活用する等、関係部局が連携して取り組んでまいります。なお、平成30年度に、子ども食堂に取り組む団体に対して、運営経費の一部を助成する事業を開始したところです。

(7) 子どもの虐待防止対策について (★)

児童虐待防止対策については、子どもの人権を守ることを第一に、大阪府子ども家庭センターや医療機関、警察等を含む関係機関で構成する「高槻市児童虐待等防止連絡会議」において、引き続き、市内の児童虐待事案や要保護児童等に関する諸問題について、情報共有や連携を行い適切に対応するとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

4 **教育・人権・行財政改革施策**

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

本市においては、平成25年度から小学校全学年で35人学級編制を実施しています。

また、教職員の定数改善について国に対して働きかけるとともに、業務負担の軽減に努め、教育のさらなる充実に努めてまいります。

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度については、引き続き、対象者や支給金額の拡充が図られるよう、全国市長会等を通じて国に対して要望するとともに、奨学金返済支援制度の創設に関して、大阪府市長会等を通じて大阪府に対して要望してまいります。また、地元就職者に対する返済支援制度の導入等については、引き続き、他市の状況等を勘案しながら研究の対象としてまいりたいと考えています。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 女性に対する暴力の根絶

DV防止啓発講座の開催、啓発パンフレットの配布、教員向けデートDV研修を実施するほか、11月の「女性に対するあらゆる暴力をなくす運動」期間にはキャンペーン展示を行い、広報誌・ホームページ等への記事の掲載、啓発ポスター掲示等により相談窓口とDV防止啓発の情報発信に努めています。

また、DVを含めた日常生活の中で女性が直面する様々な悩みに対し、状況の聞き取りを行うとともに、庁内各課や関係機関との連携を図り、支援体制の充実に努めます。

平成30年度を始期とする「《改訂》高槻市男女共同参画計画」に基づき、女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進に取り組んでまいります。

② 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の趣旨や内容を広報誌やホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知を図っています。引き続き、国との適切な役割分担や警察との連携などに取り組んでまいります。

③ 多様な価値観を認め合う社会の実現

性的マイノリティへの偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重することで、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。

④ 就職差別の撤廃・部落差別の解消

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の趣旨や内容をホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知を図っています。引き続き、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村と連携しながら「部落差別のない社会の実現」に向け取り組んでまいります。

また、企業向けニュースレターに、部落差別解消法に関連する記事やセミナーを掲載するなど引き続き、周知に努めてまいります。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

廃棄物の減量については、一般廃棄物処理基本計画に基づいて取り組んでいます。平成28年度からはペットボトルをリサイクルごみとして分別収集することを始め、平成29年度からは廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の事業活動を実践する小売・飲食店等を支援するエコショップ制度を始めました。平成30年度には水銀製品の分別回収を始めたほか、北摂7市3町で連携し、北摂地区に店舗がある9事業者と協定を締結し、レジ袋の無料配布中止を推進するなど、プラスチックごみの減量化を進めました。また、今後も引き続き集団回収奨励金制度の普及拡大に努めることや、市民参加のガレージセールを開催すること等によって、循環型社会の形成を推進してまいります。

あわせて、本市も事業者として、たかつきエコオフィスプランに基づき、廃棄物の発生抑制の推進に努めてまいります。

(2) 食品ロス削減対策のさらなる推進 (★)

① 食品関連事業者と連携した抑制策の検討、実践

平成29年度からエコショップ制度を開始し、食品廃棄物の削減につながる活動等をしている店舗を市民に紹介し支援しています。今後もこの制度を利用して、食品関連事業者に対して情報発信するなど、食品ロスの発生抑制に取り組んでまいります。

② 余剰食品の活用策の検討

「食品預託払出事業」を実施する市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

③ 学校教育や消費者教育の中での食品ロスの啓発

消費者教育の充実を図っていく中で、食品ロスの課題についても啓発していくよう努めてまいります。

④ 「食の都・大阪」のアピール

平成29年度からエコショップ制度を開始し、食品廃棄物の削減につながる活動等をしている店舗を市民に紹介し支援しています。今後もこの制度を利用して、食品関連事業者に対して情報発信するなど、食品ロスの発生抑制に取り組んでまいります。

⑤ 上記取組等のホームページなどでの公表

取組の内容等については、今後もホームページ等で発信してまいります。

(3) 消費者教育の推進

① 特殊詐欺や悪徳商法の被害低減

相談員による高齢者や福祉関係者向けの出前講座を中心に、広報誌やホームページ、情報誌（センターニュース）、庁内でのパネル展示、高槻警察署や市関係機関等と連携した街頭啓発キャンペーン等、被害低減に向けた積極的な啓発活動を行っています。今後は、平成29年度に導入した特殊詐欺対策機器を運用していくとともに、引き続き積極的に啓発活動を行ってまいります。

② 新成人に向けた情報提供や啓発

平成30年度については、教員に向けた研修会や、クリアファイルの配布による啓発を実施しています。今後も、若年層に対するより一層の消費者教育の推進に向け、教育委員会と連携し、小中学校への移動講座の充実を図るとともに、積極的な情報提供を行ってまいります。

③ 理論的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進等

消費者教育推進地域協議会については、現在、設置の予定はありませんが、エシカル消費の推進等、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育推進のため、今後も、福祉関係部局や学校等の関係機関と連携した取組を行ってまいります。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

平成31年度に、特定空家等に対する具体的な措置を含めた実効性のある空家等対策計画を策定する予定です。

(2) 「交通施策基本計画」にもとづく施策の推進

本市においては、国・大阪府をはじめとする関係行政機関、交通事業者、市民等と協議・調整を図りながら、平成28年3月に「地域公共交通網形成計画」と同様の位置付けのある「高槻市総合交通戦略」を策定し、同戦略に基づき各種交通施策を推進しているところです。

引き続き、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもと、関係者が連携しながら、総合的な交通施策の推進に取り組んでまいります。

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

駅におけるエレベーターやエスカレーターについては、改札内においては交通事業者が維持管理を行い、改札外においては本市が維持管理を行うことで、それぞれの役割分担のもと、適切な維持管理を行ってまいります。

また、駅ホームにおける転落事故防止については、国の方針として1日当たり10万人以上の利用がある駅において優先的にホーム柵を整備していくこととされ、本市においてはJR高槻駅のホーム柵設置に対し、国・大阪府とともに支援を行っているところです。

今後も引き続き、交通バリアフリーの整備促進と安全対策に取り組んでまいります。

(4) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

水害・土砂災害に関する知識の習得や発災時の行動シミュレーションなどを手軽に、かつ自発的に学習できるハザードマップ活用動画（平成30年度作成）を、市ホームページで公開するほか学校に配布するなど、市民の防災・減災対策への支援を一層充実してまいります。加えて、職員出前講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、各種防災訓練を実施し、

地域防災力の向上に努めてまいります。

また、大阪府北部地震の取組等を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の整備を進めてまいります。

災害時の情報提供については、平成30年3月に修正した避難勧告等判断・伝達マニュアル等を活用しながら、引き続き防災行政無線や市ホームページ、緊急速報メール、市防災情報ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。

(5) 地震発生時における初期初動体制について

職員体制については、各所属の状況を把握した上で、必要な採用や職員配置を行っているところです。また、災害への対応については、高槻市地域防災計画や業務継続計画において、災害時の組織体制や行うべき業務を定め、職員の担うべき役割を明示しています。

昨年のおおさか府北部地震の対応における課題や教訓を踏まえ、帰宅困難者への対応に係る訓練の実施、避難所における多言語会話シートの活用等を含め、引き続き、地震発生時の迅速かつ適切な初動体制の整備に努めます。

(6) 大阪府北部地震に対する支援について (★)

大阪府市長会や北摂市長会等を通じて、国及び府に対して大阪府北部地震等を踏まえた対策に係る措置について要望しています。

また、大阪府北部地震の対応における課題や教訓を踏まえ、各種防災関連計画及びマニュアルの修正を行うとともに、引き続き自主防災組織との連携強化を図ります。

(7) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

土砂災害については、大阪府と連携し対策を行うとともに、住民の避難行動を支援するため、水害および土砂災害における災害発生リスクの高いエリアをハザードマップ等を通じて周知してまいります。

また、平成24年度に策定した「高槻市総合雨水対策基本指方針」に基づき、雨水貯留施設整備や局所的対策などのハード対策や自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減や地域の防災力の向上を図ってまいります。

森林整備等については、平成30年9月の台風第21号により発生した森林の風倒木被害による二次災害を防止するため、被害木の伐採・搬出などを行う「森林災害復旧事業」に、大阪府や大阪府森林組合と連携して取り組む

とともに、治山事業について、引き続き実施されるよう大阪府に要望してまいります。

防災意識の高揚に向けては、職員出前講座等の機会を通じての避難情報の内容等についての周知を行うほか、土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等に対して、住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化する「地域版ハザードマップ」の作成を支援するなどにより、地域の防災体制の向上を図ってまいります。

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関によって取締りが行われていますが、本市においても引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

また、市営バスにおいては、バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本とし、業務無線及びバスロケーションシステム等を活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。

